(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画提案書に対する第2回審査会以降の意見への事業者回答(1)

番号	意見	回 答
1	p7-7 表-7-4-(6)において、「掘削工事の実	前回の環境影響評価審査会にて説明させていただ
	施が土壌汚染に及ぼす影響」の予測を、事業	いたように、国立循環器病研究センターによる土
	計画と現況調査結果をもとに予測されると	壌汚染概略調査結果により事業計画地の一部で基
	あります。既存建物下の調査や、土対法に準	準不適合の区画が確認されています。この調査で
	じた調査が終了していない段階での回答は	は、既存建物部分など未調査区画があることから、
	難しいかもしれませんが、対策としては掘	事業者が吹田市環境保全課の指導に基づき、土壌
	削除去を想定されている中で、現時点でど	汚染対策法に準拠した土壌汚染状況調査を実施し
	のようなリスクを想定され、予測法を考え	ています。
	ておられるのでしょうか?	土壌汚染が確認された区画については、土壌汚染
		対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例
		に基づき、関係部局と協議を行い、必要な対策を実
		施します。
		なお、開発工事前の解体工事期間中に土壌汚染に
		対して必要な対策を実施することとなるため、今
		後、審査会や評価書等にて、土壌調査結果及び実施
		した対策についての報告をさせていただきたいと
		考えています。
2	以下はコメントです。審査会委員等からの	本事業の提案書へのご意見に対して、検討すると
	意見に対する事業者様の回答ですが、「今後	回答させていただいたものについては、出来る限
	検討します」という趣旨のご回答が多いよ	り検討結果を評価書案に記載いたします。
	うに思われます。評価書案においては、その	なお、計画変更により今までの回答に変更、追記
	結果、どのような対応をされた(評価対象と	がある回答につきましては、その内容について資
	したのか等)のかがわかるように記載くだ	料3-3に記載いたしました。
	さい。	
3	審査会で藤白台 1 号線への出入口にバリカ	藤白台1号線と事業計画地道路の接続部へのバリ
	一の設置を検討するという話があったが、	カー設置については、今後も関係各課と継続して
	交通安全面から、設置するように進めてい	協議を行ってまいります。
	ただきたい。	
4	隣接する北千里高校に対しても十分な対話	隣接する北千里高校に対しては、十分な対話を行
	を行い、必要な対策を行っていただきたい。	い、協議の上、必要な対策を行ってまいります。

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画提案書に対する第2回審査会以降の意見への事業者回答(2)

番号	及が) 外田印藤日日3 1 日前 画旋来音に対する第 意 見	回答
5	○ランドスケープデザイン	前回審査会にてお示ししたランドスケープデ
	・千里緑地沿い	ザイン案における西側広場、フットパスなどは
	千里緑地に接する西側広場、フットパス、菜園	 地域住民の方々も利用可能とする計画ですが、
	はどこまでオープンになっているのかわから	菜園については、マンション居住者のみの利用
	ない。ゲートで仕切られて、マンション居住者	となる計画としています。(マンション管理組
	のみの利用とならないデザインの工夫を求め	合による管理となるため)
	る。セキュリティの観点との両立にあたって	なお、集合住宅区域の広場や緑地等の利用につ
	は、開放時間帯を設けて管理するなどされた	いては、セキュリティの面からの検討も必要で
	V,°	あり、その配置等も含め、今後、計画検討して
	※藤白台には、府公社建て替えにあたり住民の	まいります。
	道である「ふれあいの道」と民地側のデザイン	
	協調(裏側にならないようにオープンスペース	
	や花壇を配置) などを行ってきた歴史もありま	
	す。	
6	造成計画図	計画建物のボリューム感について資料3-2
	断面図に完成予定の建物を配置し、地盤面の高	に示しました。今後、本事業計画の景観・デザ
	さを含めた建造物のボリュームを確認できる	イン等について、関係各課とも協議を進めてま
	ようにしてほしい。東西方向の棟はFH=80、そ	いります。
	の奥の南北方向は FH=83 の地盤面だと思われ	
	るが、府道沿い歩道は FH=75 程度、商業店舗予	
	定地付近は FH=77 程度であり、5m 以上の地盤	
	高の違いがあり、それを踏まえた圧迫感の検	
	討、景観シミレーションが必要となる。(従前	
	のセンター建物を基準に現状案が問題無いと	
	することは適当とは思えない)	
7	建築物の内装や躯体に木材を積極的に使用す	計画建物の建築にあたっては、利用可能な箇所
	ること。また、木材については、可能な限り能	での木材使用に努めます。また、可能な限り大
	勢産材などの大阪府内産材を採用すること。	阪府内産材の採用に努めます。
8	特定外来生物が事業計画地に侵入した場合に	事業計画地において特定外来生物が確認され
	は速やかに駆除すること。	た場合には、速やかに駆除を行います。
9	緑化計画においては、千里緑地の既存植生だけ	緑化計画を策定する際には、千里緑地及び周辺
	でなく、地域の在来種を選定すること。	地域の在来種を考慮します。
10	大規模な開発は景観に与える影響が非常に大	都市計画室より、景観配慮事項についてのご意
	きいため、景観まちづくり条例に基づく届出対	見をいただくなど、本事業計画の景観・デザイ
	象行為に係る手続きに関わらず、可能な限り早	ン等についての協議を始めています。
	期の段階から、特に道路際の設え等について担	
	当部局と景観に関する協議を行っていただき	
	ますようお願いいたします。	

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画提案書に対する第2回審査会以降の意見への事業者回答(3)

番号	意見	日 答
11	資料 4-2 の「将来土地利用・施設配置計画図	事業計画地内の開発道路については、開発審査
	(変更)」において、開発道路の幅員は、店舗	室、総務交通室と協議を行い、計画検討してい
	に車両の出入口等がある場には、歩道の設置	ます。今後も継続して関係室課と協議を実施し
	等が必要となります。道路幅員の確認につい	てまいります。
	ては、関係室課と協議を行って下さい。	
12	資料 4-6 の「造成計画平面図」において、共	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の
	同住宅の北側、箕面市域付近にまたがる法面	指定箇所については、大阪府に位置の確認を行
	については土砂災害警戒区域及び土砂災害	っています。なお、大阪府茨木土木事務所及び
	特別警戒区域に指定されている場所があり	吹田市開発審査室、公園みどり室と該当箇所へ
	ます。	の対策について協議を行っています。
	大阪府に同特別警戒区域等の位置の確認を	
	行い、是正が必要な場合には、大阪府や関係	
	室課と協議を行って下さい。	
13	藤白台1号線への交通量増加に伴う影響を考	藤白台 1 号線と事業計画地道路の接続箇所の形
	慮し、開発道路が接続する箇所の道路形態の	態については、関係室課、道路管理者及び周辺
	詳細について、関係室課、交通管理者及び周	住民と協議を行ってまいります。
	辺住民と協議すること。	
14	当該地、吹田市藤白台5丁目125番地23(仮	工事等により遺構・遺物等が発見された場合は、
	称) 吹田市藤白台5丁目計画地は周知の埋蔵	現状を変更することなく、ただちに、文化財保
	文化財包蔵地ではありません。	護課に連絡し、指示を受けます。
	ただし、工事等により遺構・遺物等が発見さ	ご指摘いただいた訂正箇所につきましては、記
	れた場合は、現状を変更することなく、ただ	述元を再確認し、訂正いたします。
	ちに、文化財保護課に連絡し、指示を受けて	
	下さい。	
	今回の事業において発行された『(仮称) 吹田	
	市藤白台5丁目計画環境影響評価提案書』に	
	つきましては、4-41ページ掲載の「4(2)	
	地域の概況①社会条件シ文化財」及び4-8	
	8ページ掲載の「4(2)地域の概況③環境の	
	概況 k. 文化財」において記述に誤りが見ら	
	れましたので、別紙のとおり訂正いただきま	
	すようよろしくお願いします。	